

商標法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）（第一条関係）

	改	正	案	

（願書の様式）

第二条（略）

2～8（略）

9 商標法第六十八条の二第一項の規定による国際登録出願についての願書は、様式第九の一により作成しなければならない。

（事後指定）

第三条 商標法第六十八条の四の規定による事後指定については、様式第九の三によりしなければならない。

（国際登録の番号の記載）

第五条の二 商標法第六十八条の十第一項に規定する国際商標登録出願（以下「国際商標登録出願」という。）又は同法第六十八条の二十第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）についての請求その他の商標に関する手続において書面を提出するときは、商標登録出願の番号又は登録番号に代えて、同法第六十八条の二第一項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の番号を記載しなければならない。

（国際登録の名義人の記載）

第五条の三 国際商標登録出願又は国際登録に基づく商標権についての請求その他の商標に関する手続において書面を提出するときは、国際登録の名義人の氏名又は名称及び住所又は居所の記載は、当該国際登録に係る商標法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿に記載された文字と同一の文字でしなければならない。

第三条 削除

（願書の様式）

第二条（略）

2～8（略）

改
正
案

現
行

(国際登録に係る指定商品又は指定役務の記載)

第五条の四 国際商標登録出願又は国際登録に基づく商標権についての請求その他の商標に関する手続において書面を提出するときは、指定商品又は指定役務の記載は、英語でしなければならない。

(国際登録の名義人の変更の記録の請求)

第九条の二 商標法第六十八条の六の規定による国際登録の名義人の変更の記録の請求は、様式第十一の二によりしなければならない。
2 前項の請求は、一以上の請求について、当該請求の内容が同一の場合に限り、一の書面ですることができる。

(信託)

第九条の三 国際商標登録出願に係る商標登録出願により生じた権利の信託の受託者は、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。
一 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所
三 信託の目的
四 信託財産の管理の方法
五 信託の終了の理由
六 その他の信託の条項

(更正の通報)

第九条の四 商標法施行令第一条第二項の通商産業省令で定める通報は、標章の国際登録に関するマドリット協定及び同協定の議定書に基づく共通規則²⁸の規定による更正の通報とする。

第九条の五 商標法第十五条の一（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）、同法第十五条の三及び同法附則第七条の意見書の提出は、様式第十一の三により作成しなければならない。

23 (器)

（国際登録の存続期間の更新の申請）

第十条の二 商標法第六十八条の五の規定による国際登録の存続期間の更新の申請は、様式第十二の二によりしなければならない。

（手続補正書の様式等）

十六条 手続の補正のうち 様式第一から様式第十二の二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十、様式第二十一、第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同規則第九条の二第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第二十二条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十二条第二項に規定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則

2～3 (略) て準用する場合を含む。）、同法第十五条の三及び同法附則第七条の意見書の提出は、様式第十一の「」により作成しなければならない。

(手続補正書の様式等)

第十六条 手続の補正のうち、様式第二から様式第十二まで、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第二十、様式第二十一、様式第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同規則第九条の二第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七条の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は第二十二条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四条の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五条の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五条の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五条の九、同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五条の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五条の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五条の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五条の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五条の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五条の二十一、同規則第六十一条の十

第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五より作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正是様式第十五の二により、それ以外の手続の補正是様式第十六によりしなければならない。

2~4 (略)

5 特許法施行規則第十一條第五項の規定は、補正による手数料の納付に準用する。この場合において「様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十一、様式第十二、様式第十一の二及び様式第十四の二並びに同規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二に規定する様式第二」と、「前項（次条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法施行規則第十六条第四項」と前項（次条第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「商標法施行規則第十六条第四項」と読み替えるものとする。

(商標登録表示)

第十七条 商標法第七十三条の商標登録表示は、「登録商標」の文字及びその登録番号又は国際登録の番号とする。

(特許法施行規則等の準用)

項 第二十二条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第十一号、第十二条の二、第十二条並びに第十三条の二を除く。）並びに第二十七条の三の三、第二十八条の二及び第二十八条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十二条の五まで、第十三条から第十七条までの規定に限る。）、請求その他商標

一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五より作成した書面を特許庁に提出することによりした手続の補正是様式第十五の二により、それ以外の手続の補正是様式第十六によりしなければならない。

2~4 (略)

5 特許法施行規則第十一條第五項の規定は、補正による手数料の納付に準用する。この場合において「様式第二、様式第十五の二、様式第十八、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第四十四、様式第五十三、様式第五十五及び様式第六十一の五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十一、様式第十二及び様式第十四の二並びに同規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二に規定する様式第二」と、「前項（次条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「商標法施行規則第十六条第四項」と読み替えるものとする。

(商標登録表示)

第十七条 商標法第七十三条の商標登録表示は、「登録商標」の文字及びその登録番号とする。

(特許法施行規則等の準用)

項 第二十二条 特許法施行規則第一章（総則）（第四条の三第一項第四号、第七号、第八号及び第十七号並びに第三項第七号、第十一号、第十二条の二、第十二条並びに第十三条の二を除く。）並びに第二十七条の三の三、第二十八条の二及び第二十八条の三（パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、特許出願の放棄、特許出願の取下げ）の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、書換登録の申請（第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十一条の三から第十二条の五まで、第十三条から第十七条までの規定に限る。）、請求その他商標

願の放棄、特許出願の取下げ)の規定は、商標登録出願、防護標章登録出願、国際登録出願(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、事後指定(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の名義人の変更の記録の請求(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、国際登録の存続期間の更新の申請(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、書換登録の申請(第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十二条の三から第十二条の五まで、第十三条から第十七条までの規定に限る。)、請求その他商標登録、防護標章登録又は書換登録(第一条から第八条まで、第九条の二から第十条まで、第十二条の三から第十二条の五まで、第十三条から第十七条までの規定に限る。)に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び特許法第二十一条第一項」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)及び同第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)」と、「同法第一百八条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項(同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。)」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)」とあるのは「三 商標法第十条第一項(同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)又は同法第十七条の二第一項(同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。)若しくは同法第五十五条の二第三項(同法第六十条の二第二項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。)若しくは同法第六十八条登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。)

登録、防護標章登録又は書換登録（第一条から第八条まで、第九条の一から第十条まで、第十一条の三から第十二条の五まで、第十三条から第十七条までの規定に限る。）に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行規則第四条の二第一項中「特許出願及び特許法第二百二十二条第一項」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願及び書換登録の申請並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び同第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」と、「同法第一百八条第三項」とあるのは「商標法第四十一条第二項（同法第四十一条の二第六項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願（もとの特許出願の代理人による場合を除く。）」とあるのは「三 商標法第十条第一項（同法第六十八条第一項において準用する場合を含む。）又は同法第七条の二第一項（同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同法第五十五条の二第三項（同法第六十条の一第一項（同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。）若しくは同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）において準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願（もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場合を除く。）」と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは「五 商標権の存続期間の更新登録の申請（商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請の存続期間の更新登録の出願）」と、「五 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願」。

「と、「五 特許権の存続期間の延長登録の出願」とあるのは、五 商標権の存続期間の更新登録の申請（商標権に係る商品五の二 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の五の三 書換登録の申請及び役務の区分の数を減じて申請する場合に限る。）と、特出願

許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八条第一項中「特許異議申立書、審判請求書、特許法第百八十四条の五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一項の申出に係る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の三第二項中「特許出願人又は特許法第一百二十二条第一項」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）」若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第九条第一項中「特許出願人（防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特許出願の出願人を除く。）及び特許法第一百二十二条第一項」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する

場合を含む。)若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)と、特許法施行規則第十条中「又は第二十七条の二第一項」とあるのは「、商標法第七条第三項又は同法施行規則第二十条第二項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第四、様式第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、様式第十二、様式第二十一、商標法施行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、同規則第九条の二第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同規則第二十七条の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十五条の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五条の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五条の六、同規則第五十二条第二項に規定する様式第六十五条の九、同規則

、様式第三十一、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、
様式第四十、様式第四十一、様式第四十四、様式第四十六、様
式第四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで
、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、
様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、樣
式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五
、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、樣式第六十五の
二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」と
あるのは「商標法施行規則様式第二から様式第十二まで、樣式
第十四の二、樣式第十五の二、樣式第二十、樣式第二十一、商
標法施行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規
則第四条の二に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定
する様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、商
標法施行規則第二十二条第一項において準用する特許法施行規
則第九条の二第二項に規定する様式第十一、同規則第十一
条の五に規定する様式第十六、同規則第十四条第一項及び第二
項に規定する様式第二十一、同規則第二十七条の三の三第一項
に規定する様式第三十六、同規則第二十八条の二に規定する樣
式第三十八若しくは同規則第二十八条の三に規定する様式第四
十又は商標法施行規則第二十二条第八項において準用する特許
法施行規則第四十八条の三第二項に規定する様式第六十四の三
、同規則第五十条第五項に規定する様式第六十五の二、同規則
第五十条の二に規定する様式第六十五の四、同規則第五十条の
三に規定する様式第六十五の六、同規則第五十二条第二項に規
定する様式第六十五の九、同規則第五十七条の三第二項に規定
する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する
様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する
様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式
第六十五条の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六
五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二
十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五
の二十三若しくは第六十二条第二項に規定する様式第六十五の

第五十七条の三第一項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは第六十二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行規則第十一条の五中「特許出願の審査又は特許法第二十一条第一項」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））と、特許法施行規則第十三条第四項中「特許法第一百二十一條第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第十四条第二項中「同法第一百二十一條第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第十六条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十三条において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第二項「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、里人につては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人につてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と、特許法施行規則様式第三の備考7中「何県、何郡、何村

二十五」と、特許法施行規則第十一條の五中「特許出願の審査又は特許法第百一十一條第一項」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）若しくは同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第十三條第四項中「特許法第百一十一條第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）又は同法第四十五条第一項（同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則第十四條第二項中「同法第百一十一條第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項（同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条（同法附則第二十二条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」と、特許法施行規則様式第二の備考11中「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく述べて記載し、請求人があつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と、特許法施行規則様式第三の備考「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのは「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく述べて記載し、請求人があつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と読み替へる。

、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。」とあるのせ「代理人にあつては、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載し、請求人にあつてはなるべく何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように記載する。」と読み替えるものとする。

2~7 (略)

8 第九条の五第一項、特許法施行規則第三十二条、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条から第五十条の十四まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条の三第二項、第五十条第五項、第五十条の一、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第一項中「特許法第二百二十二条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項及び第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

9~13 (略)

8 第九条の一第一項、特許法施行規則第三十二条、第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条から第五十条の十四まで及び第五十一条から第六十五条までの規定は、審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八条の三第二項、第五十条第五項、第五十条の一、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第一項中「特許法第二百二十二条第一項」とあるのは「商標法第四十四条第一項及び第四十五条第一項」と読み替えるものとする。

9~13 (略)

改 正 案	現 行
<p>（商標原簿の様式等）</p> <p>第一条の二 商標登録原簿（次項に規定するものを除く。）は、それに記録されている事項を記載した書類を様式第一により作成できるものでなければならぬ。</p> <p>2 商標法第六十八条の二十第二項に規定する国際登録に基づく商標権（以下「国際登録に基づく商標権」という。）に係る商標登録原簿は、それに記録されている事項を記載した書類を様式第一の二により作成できるものでなければならぬ。</p> <p>3 商標関係拒絶審決再審請求原簿は様式第二により、商標信託原簿は様式第三により作成しなければならない。</p> <p>4 商標関係拒絶審決再審請求原簿および商標信託原簿には、様式第四による目録を附さなければならぬ。</p>	<p>（商標原簿の様式等）</p> <p>第一条の二 商標登録原簿は、それに記録されている事項を記載した書類を様式第一により作成できるものでなければならぬ。</p> <p>2 商標関係拒絶審決再審請求原簿は様式第二により、商標信託原簿は様式第三により作成しなければならない。</p> <p>3 商標関係拒絶審決再審請求原簿および商標信託原簿には、様式第四による目録を附さなければならぬ。</p>
<p>（商標登録原簿の記録）</p> <p>第三条 商標登録原簿（国際登録に基づく商標権に係るもの）を除く。）は、登録番号記録部、第一表示部、第二表示部、登録料記録部、甲区、乙区、丙区及び丁区の別に記録しなければならない。</p> <p>2~9 (略)</p>	<p>（商標登録原簿の記録）</p> <p>第三条 商標登録原簿は、登録番号記録部、第一表示部、第二表示部、登録料記録部、甲区、乙区、丙区及び丁区の別に記録しなければならない。</p> <p>2~9 (略)</p>
<p>第三条の二 国際登録に基づく商標権に係る商標登録原簿は、登録番号記録部、第一表示部、第二表示部、甲区、乙区、丙区、丁区及び国際登録事項記録部の別に記録しなければならない。</p> <p>2 登録番号記録部には、商標法第六十八条の二第一項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の番号を記録しなければならない。</p> <p>3 第一表示部には、国際登録に基づく商標権の表示をするほか、登録異議の中立てについての確定した決定、商標法第四十六</p>	

条第一項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五十二条の二第一項、第五十三条第一項及び第五十三条の二の審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決に関する事項を記録しなければならない。

4 甲区には、国際登録に基づく商標権の設定及び処分の制限並びに防護標章登録に基づく権利の設定、移転及び処分の制限に関する事項を記録しなければならない。

5 国際登録事項記録部には、国際登録に基づく商標権に係る商標法第六十八条の九第一項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に登録された事項を記録しなければならない。

6 前条第四項及び第七項から第九項までの規定は、国際登録に基づく商標権に係る商標登録原簿の記録に準用する。

（番号の記録等）

第四条の四 国際登録に基づく商標権に係る商標登録原簿に国際登録事項記録部について登録するときは、当該登録事項を記録した順序により、記録番号を当該登録事項を記録する部分の前に記録しなければならない。

（商標権の設定の登録の方法）

第五条 商標権（国際登録に基づく商標権を除く。以下この条において同じ。）の設定の登録をするときは、登録番号記録部として登録番号を、第一表示部として商標登録出願の年月日、商標登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、指定商品又は指定役務、商品及び役務の区分並びに区分の数を、甲区として商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

2~4 (略)

5 商標法第六十八条の三十二第一項又は第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標権の設定の登録をするときは、第一項の規定により記録すべき事項のほか、第一表

2~4 (略)

（商標権の設定の登録の方法）

第五条 商標権の設定の登録をするときは、登録番号記録部として登録番号を、第一表示部として商標登録出願の年月日、商標登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、指定商品又は指定役務、商品及び役務の区分並びに区分の数を、甲区として商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

示部には、当該商標権が商標法第六十八条の三十二第一項又は同法第六十八条の三十三第一項の規定による商標登録出願に係る商標権である旨並びに当該出願に係る国際登録の番号及び同法第六十八条の九第一項に規定する国際登録の日（この項及び次条第一項において「国際登録の日」という。）（当該国際登録が同法第六十八条の四第一項に規定する事後指定（以下「事後指定」という。）に係るものであつたときは国際登録の日及び同法第六十八条の九第一項ただし書に規定する事後指定の日（次条第一項において「事後指定の日」という。））を記録しなければならない。

第五条の二 国際登録に基づく商標権の設定の登録をするときは、登録番号記録部として国際登録の番号を、第一表示部として国際登録の日（当該国際登録が事後指定に係るものである場合は国際登録の日及び事後指定の日）、査定又は審決があつた旨及びその年月日、登録商標、指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分を、甲区として商標権者の氏名又は名称及び住所又は居所を記録しなければならない。

2 前条第二項及び第四項の規定は、国際登録に基づく商標権の設定の登録をする場合に準用する。

（出願時の特例の適用を受ける商標登録出願に係る商標権の設定方法）

第六条の二 商標法第六十八条の十第一項の規定の適用を受ける同項に規定する国際商標登録出願に係る商標権（以下この条において「特例国際商標権」という。）の設定の登録をするときは、第五条の二の規定により記録すべき事項のほか、第一表示部には、当該商標権が特例国際商標権である旨及び当該特例国際商標権と重複している商標権（以下この条において「重複国内商標権」という。）に係る登録番号を記録しなければならない。

2 前項の場合において、重複国内商標権の登録の第一表示部に

、当該商標権が重複国内商標権である及び当該重複国内商標権と重複している特例国際商標権に係る国際登録の番号を記録しなければならない。

(更正の通報)

第十六条の二 商標登録令第九条の二の通商産業省令で定める通報は、標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則28(2)の規定による更正の通報とする。

(特許登録令施行規則の準用)

第十七条 (略)

2 特許登録令施行規則第一章(申請の手続)の規定は、商標に関する登録の申請に準用する。この場合において、同規則様式第十の備考第一中「とする。」はあるのは「とする。国際登録に基づく商標権について専用使用権又は通常使用権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記録された日を記載する。」び、同規則様式第十一の備考第一中「記載する。」どあるのは「記載する。国際登録に基づく商標権について質権の設定の登録を申請する場合において、当該国際登録が事後指定に係るものであるときは、「権利の表示」の欄に事後指定が国際登録簿に記録された日を記載する。」と、同規則第十条の二中「これらの登録の目的が同一の場合」とあるのは「これらの登録の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第十二条第一項」とあるのは「商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)第九条第一項」と読み替えるものとする。

(特許登録令施行規則の準用)

第十七条 (略)

2 特許登録令施行規則第一章(申請の手続)の規定は、商標に関する登録の申請に準用する。この場合において、第十二条の二中「これらの登録の目的が同一の場合又は第四条の二の規定による場合」と、「特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)第十二条第一項」とあるのは「商標法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十三号)第九条第一項」と読み替えるものとする。

3 特許登録令施行規則第十四条から第一一十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項、第二十九条、第四十条、第四十三条並びに第四十五条から第六十一条まで(登録の手続)の規定は

3 特許登録令施行規則第十四条から第一一十七条まで、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項、第二十九条、第四十条、第四十三条並びに第四十五条から第六十一条まで(登録の手続)の規定は

、商標に関する登録の手続に準用する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人（国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。）」と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録事項記録部」と読み替えるものとする。

、商標に関する登録の手続に準用する。